

県外在住で
Uターンを
ご検討中の方

短期就業体験に伴う費用を助成します！

西ノ島町 Uターン検討者短期就業体験支援事業

西ノ島町では、県外在住者のUターンの促進と町内企業の人材確保を図ることを目的に、短期就業体験に伴う費用を助成する事業を創設いたしました。

県外在住者で西ノ島町にて短期就業体験を検討されている方やそのような方の受け入れを実施する予定の企業・事業所等は本事業活用をご検討ください。

制度概要

Uターンの促進と町内企業の人材確保を図るため、県外在住者が西ノ島町内の企業で就業体験（インターンシップ）等をする場合、旅費・滞在経費等の一部を支援

対象者

島根県以外に居住している者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校（大学に置く大学院及び短期大学を含む。）並びに専修学校に在籍する者を除く。）

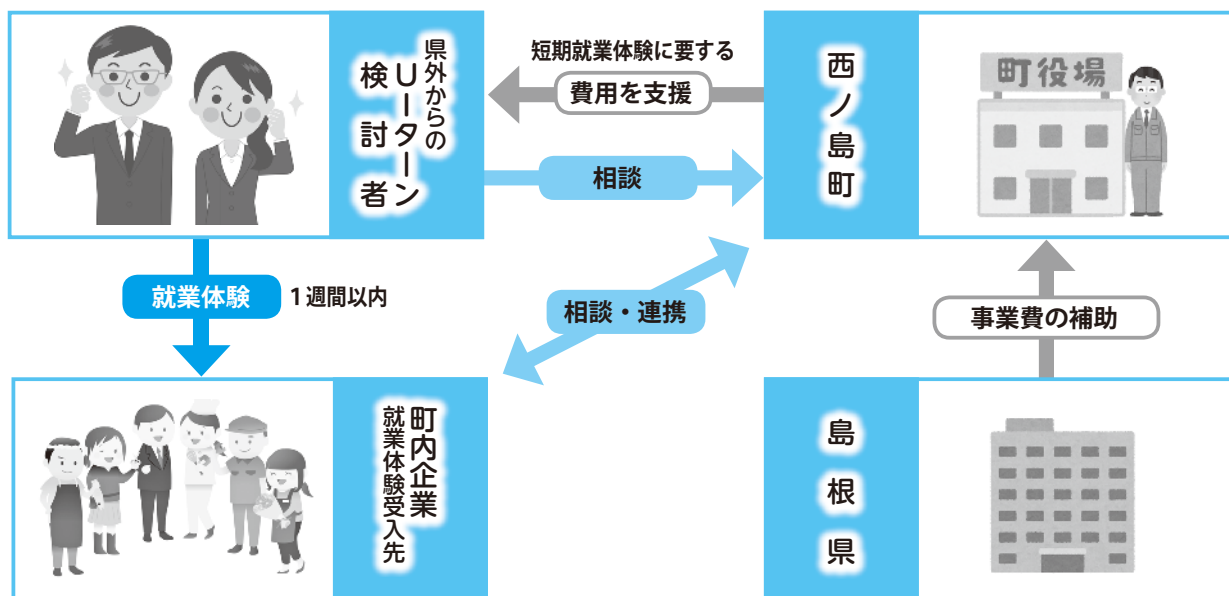
補助対象経費及び補助率

補助対象経費		補助率
交通費	県外在住者が町内企業への就職を目的として短期就業体験に参加するにあたり、当該県外在住者の住所から目的地との往復の移動及び目的地が2箇所以上ある場合における目的地間の移動に要した交通費 ①鉄道賃 ②航空賃 ③バス料金 ④船賃 ⑤車賃	3/4
宿泊費	県外在住者が短期就業体験に参加するために宿泊が必要な場合における宿泊料（宿泊料に宿泊先が提供する夕朝食に相当する料金が含まれる場合における当該料金を含む。以下同じ。）の実費に相当する部分とし、1泊あたりの宿泊料の上限を9,800円とする。	

短期就業体験とは…
町内に所在する企業等に、1週間の範囲内で行う就業体験、業務体験その他の県外在住者が当該町内企業の仕事を体感し、理解を高めてもらうための取組です。



事業のイメージ



お問い合わせ先：西ノ島町役場 観光定住課（電話：08514 - 7 - 8131）

日赤会費（活動資金）ご協力のお願い

西ノ島町では、現在約650名（世帯）の方に会員として加入していただいておりますが、年々会員が減少してきています。

日本赤十字社の活動は、皆様の会費により支えられています。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。また今年度も、各地区の区長さんにご協力いただき、7月中に会費納入のお願いに伺います。



Q 日赤の会員って？

A 日本赤十字社の「会員」とは…

赤十字の人道的な活動に賛同し、毎年700円以上の資金協力をしていただく方のことです。個人・法人を問わず、どなたでも会員になることができます。

一般会員	700円／年 1,000円／年	特別会員	2,000円／年
------	--------------------	------	----------

Q 会費って何に使われているの？

A 皆様から頂いた「会費」は…

災害時の救護活動や復興支援活動、救命手当、応急手当等を普及する赤十字の講習会、青少年赤十字活動の促進、国際救援活動などの活動資金として役立てられています。

Q 赤十字の講習会って？

A 誰でも受講できる講習会です。

日本赤十字社島根県支部では、手当での基本などを学べる「救急法基礎講習」や、急病の手当て・ケガの手当て（止血、包帯、固定）などを学べる「救急法・救急員養成講習」を行っています。日時、会場、受講内容、受講費については、お問い合わせください。



日赤の会員新規加入または増額を希望の方、赤十字講習会受講については、
西ノ島町役場 健康福祉課 介護保険係（☎6-1182）まで お問い合わせください。



自死遺族のための個別相談

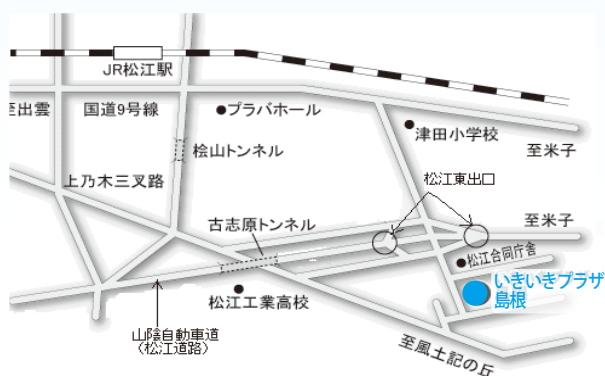
～法律の専門家（司法書士）と心と体の相談センター職員が相談に応じます～

申込方法：専門相談ダイヤルにお電話ください。ご希望の日時等をお伺いして相談日の調整をします。その際、相談内容を簡単に伺います。相談は**無料**です。

相談場所：松江、雲南、出雲、大田、浜田、益田、隠岐の各地域に相談員が伺います。
松江地域は心と体の相談センターで、その他の地域は、保健所等を相談会場とします。

内容：大切なご家族を自死で亡くされた後、心身に不調や生活上の困難が出たり、自死に関連して法的なトラブルに巻き込まれる場合もあると言われています。司法書士（法律の専門家）と協力して、ご遺族の様々な悩みや心配事のご相談に応じます。

相談員：司法書士／心と体の相談センター職員



秘密は固く守りますので
安心して利用して下さい

【お問い合わせ先】

島根県立心と体の相談センター

〒690-0011

島根県松江市東津田町 1741 番地 3

いきいきプラザ島根 2階

TEL: 0852-21-2045（専門相談ダイヤル）